

自転車交通安全説明会（外国人向け）資料

主催：豊後高田警察署／BIC 事業協同組合

日付：2025年10月19日（日） 10:00～12:00

場所：大分県豊後高田市新地1675-1 豊の里自動車学校

【1】日本の交通ルールの基本 → 室内会場

■歩行者としてのルール

- ・ 横断歩道を渡る（信号が青のとき）
- ・ イヤホン・スマホを使いながら歩かない
- ・ 夜は反射材や明るい服を着る（夜間）



■自転車の基本ルール（日本では「車両」とみなされる）

- 車道が原則、歩道は例外
- 左側通行（右側は違反）
- 夜間はライト点灯
- 2人乗り禁止
- イヤホン・スマホ操作・傘差し運転はNG
- 飲酒運転は絶対禁止

■乗ってはいけない自転車

- ノーブレーキピスト自転車
- 免許が必要な電動自転車（購入前に会社・組合・警察へ要確認）

【2】自転車の交通違反と「青切符制度」

- 2026年4月から、自転車でも交通違反に青切符（交通反則切符）が交付され、反則金（罰金）が発生します。

主な違反と反則金の対象（例）

違反内容	例	青切符対象
信号無視	赤信号を無視して交差点を通過	<input type="radio"/>
一時停止違反	停止線を無視して進行	<input type="radio"/>
通行区分違反	右側通行や歩道の逆走	<input type="radio"/>
携帯電話使用運転	運転中のスマホ操作	<input type="radio"/>
傘差し・イヤホン運転	傘を差したままの走行など	<input type="radio"/>

▲違反を繰り返すと「赤切符」で刑事処分の対象となることもあります。

【3】安全な自転車の運転方法（実技前に確認）→ 実践会場

自転車点検「ブタはしゃべる」



- 🐷 ブレーキ：前後きちんと効くか？
- 🐷 タイヤ：空気がしっかりと入っているか？
- 🐷 はんしゃ材：後ろにリフレクター（赤）ある？（ない方が多い）
- 🐷 しゃりん：車輪ががたついていないか？
- 🐷 ベル：鳴るか確認（歩道で歩行者を驚かせないよう注意）

【4】実技指導でのポイント（講師と一緒に確認）

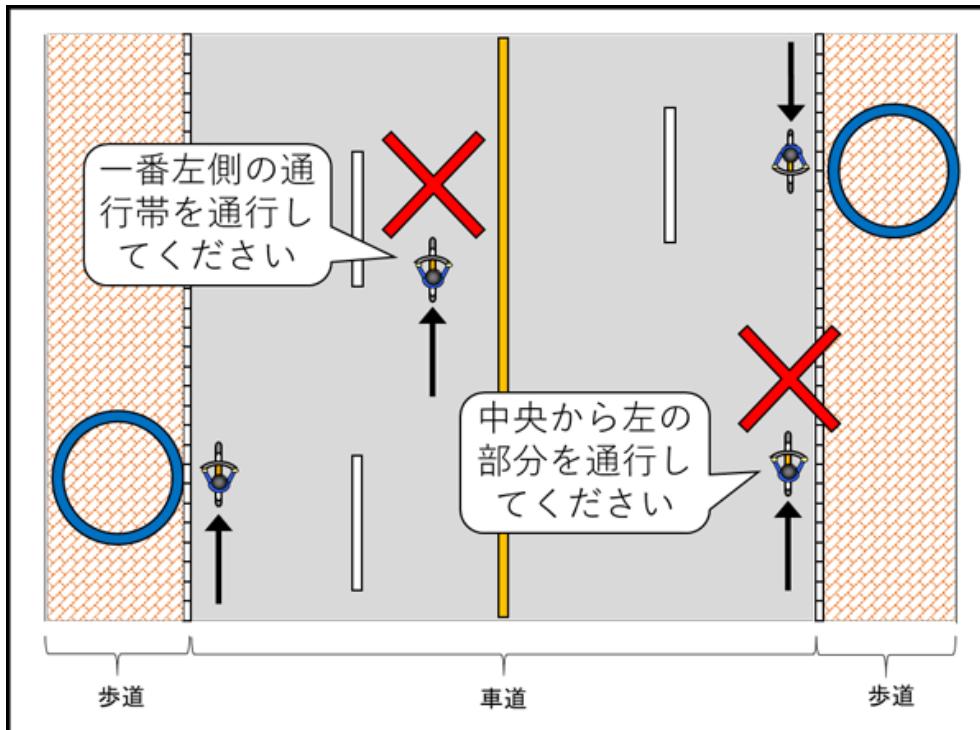
- ✓ スタート時は周囲の安全を確認（右後方を見る）
- ✓ 交差点は「止まる・見る・待つ」
- ✓ 手信号で方向を示す（左折・右折・停止）
- ✓ 狹い道では徐行、歩行者優先
- ✓ 歩道を通行する際は「車道寄りをゆっくり」

【5】まとめ・質疑応答

- ❖ 日本の交通ルールは違反すると罰金や事故の危険があります。
- ❖ 自分の命、そして他人の命を守るために、正しいルールとマナーを守りましょう。

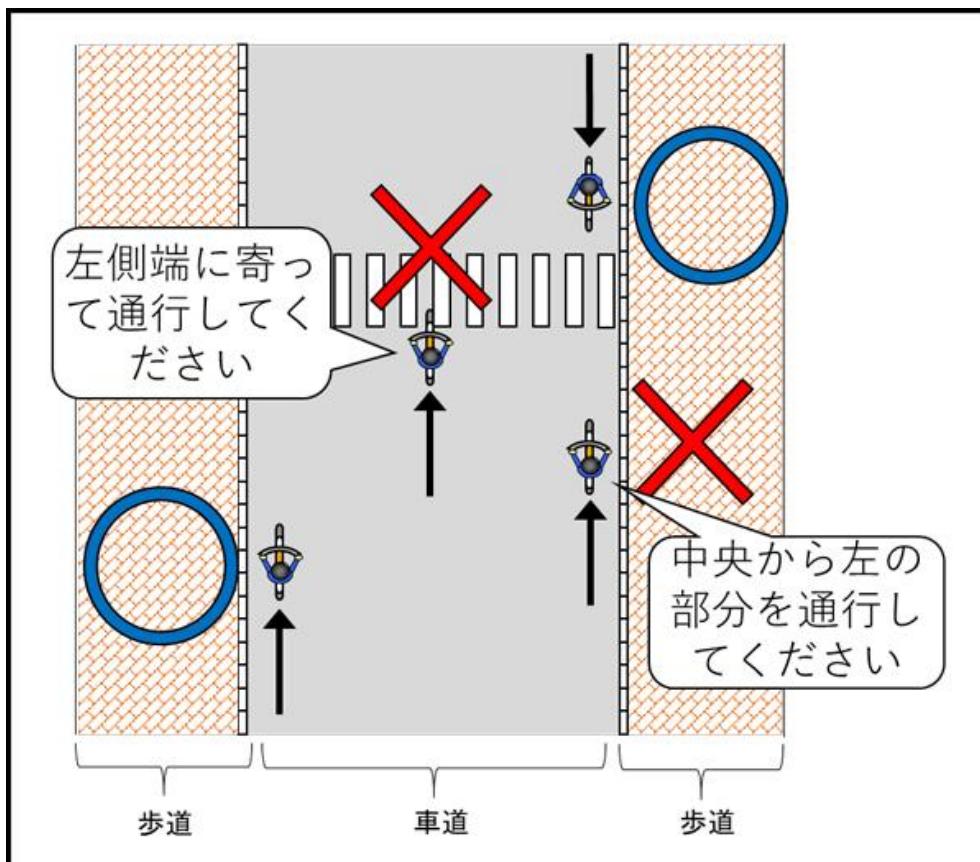
車両通行帯のある道路の場合

一番左側の通行帯を通行しなければなりません。



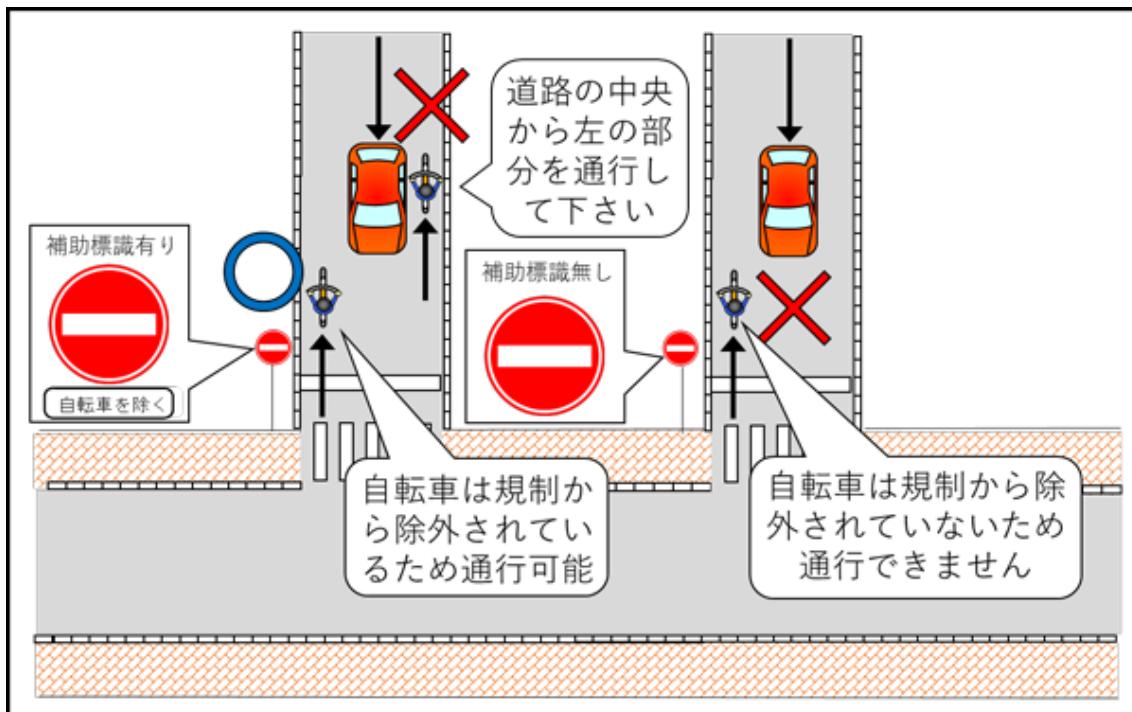
車両通行帯のない道路の場合

追越し等の場合を除いて、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

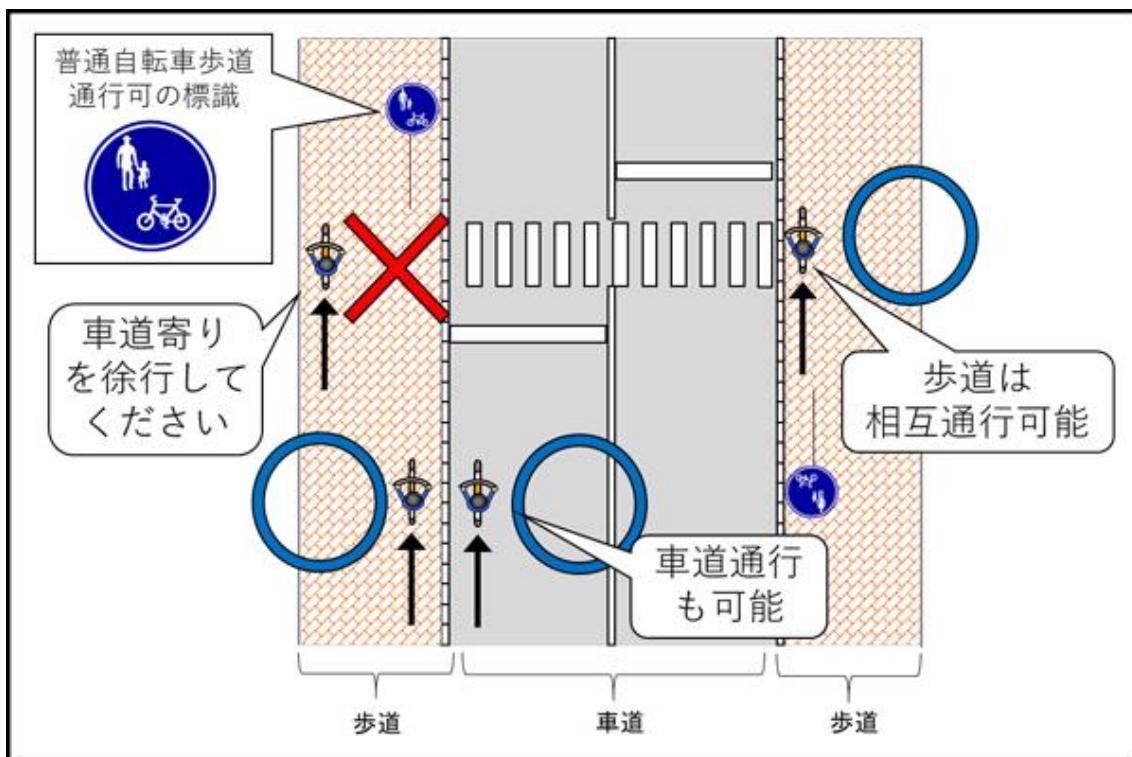


一方通行道路（普通自転車が通行可能な場合）の場合

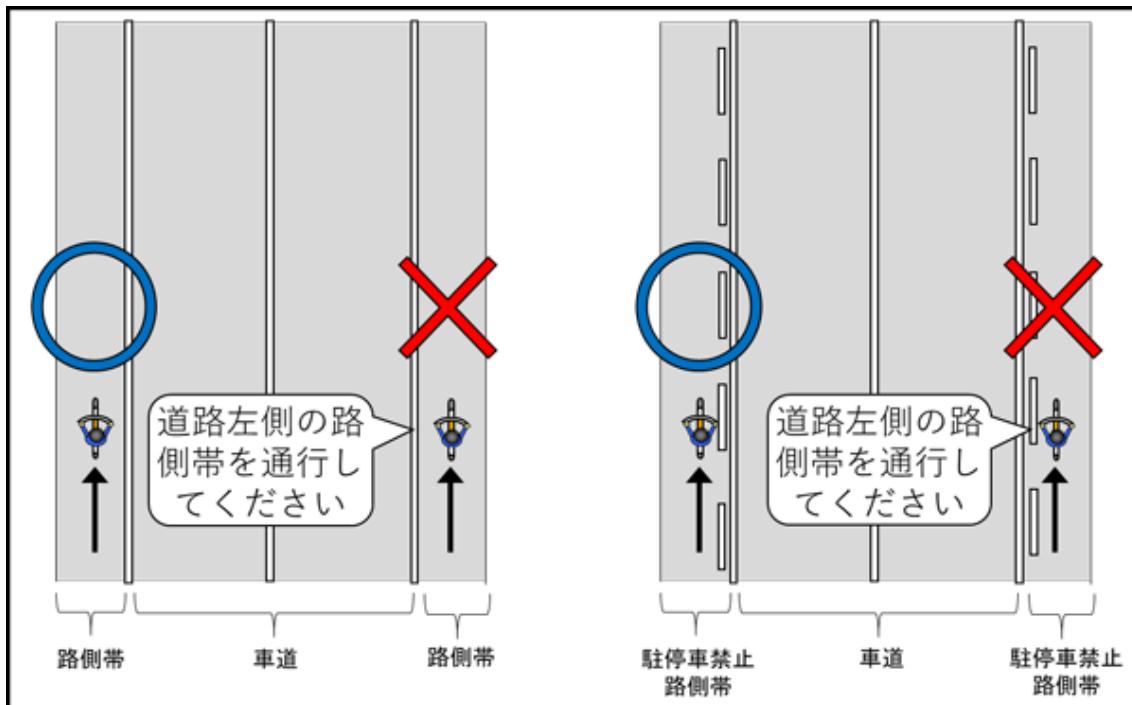
一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、普通自転車の通行（逆行）が認められている場合も道路の左側の部分を走行しなければなりません。



歩行者用道路の場合



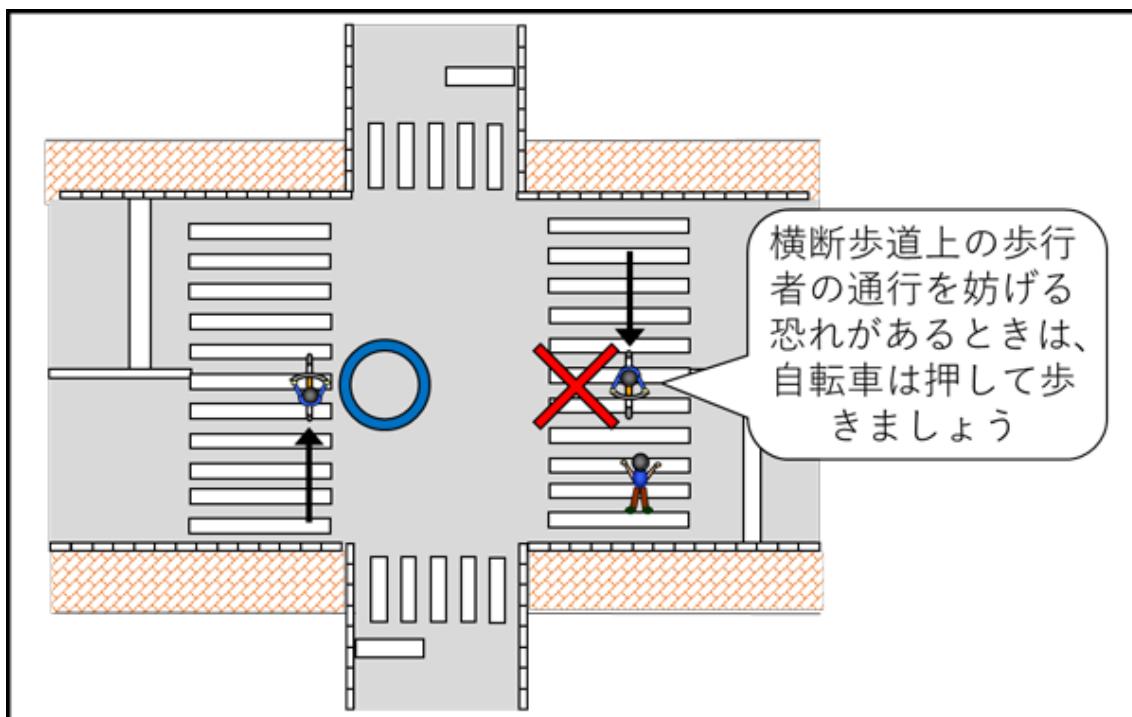
路側帯、駐停車禁止路側帯



横断歩道での横断方法

横断歩道に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、横断歩道上を通行することができます。

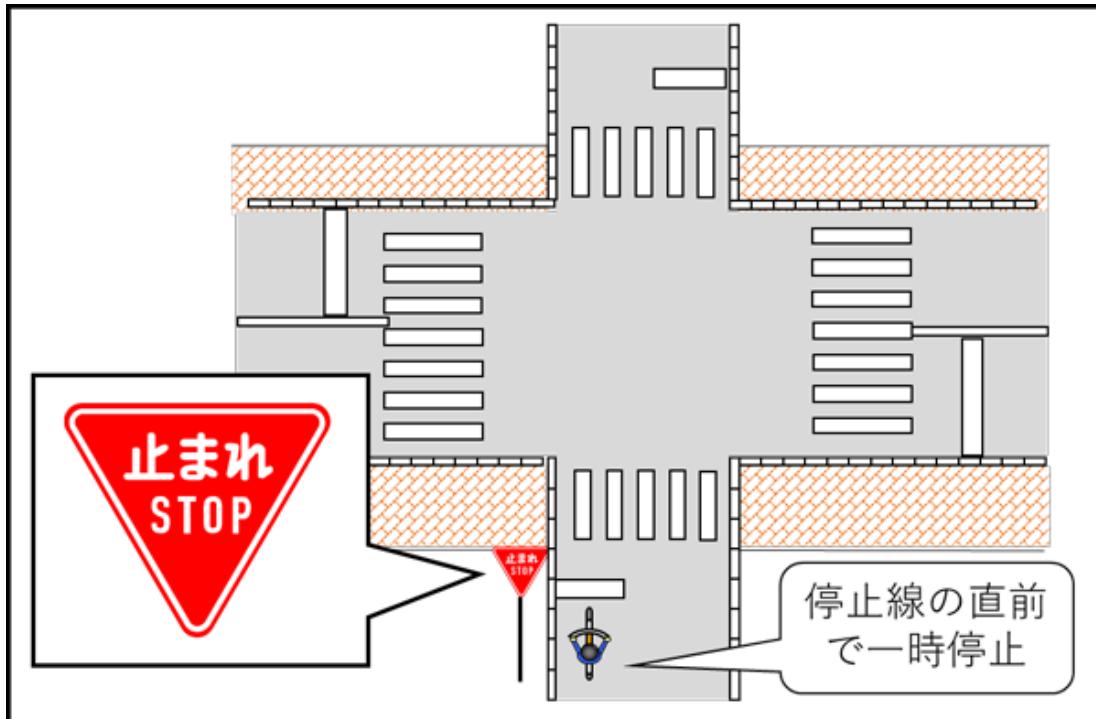
横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。



一時停止標識のある交差点

一時停止標識のある交差点では、停止線の直前（停止線がなければ交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

（罰則）3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金等



左右の見通しがきかない交差点

